

# 標準旅行業約款 (募集型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本旅行業者の間で締結する募集型企画旅行に関する契約 (以下「募集型企画旅行契約」といいます)は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令は一般に適用されるものとします。

2 本約款が法令に反せず、かつ、旅行者との間に争いを生ずる虞を有する旨の特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先します。

### (用語の定義)

第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社は、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的及び行程、旅行者が提供を受けることとなる運送又は宿泊のサービスの内容及び旅行者が当社から受ける旅行代金その他の諸条件を定める募集型企画旅行の申込みにより実現する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内での旅行を行い、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「運送機関」とは、当社が、又は本社の募集型企画旅行を当社代理して販売する当社提携者のクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員との間で航空、新幹線、フラッグミラー、インターネットその他の通信手段による申込みを受け締結する募集型企画旅行であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る権利又は義務を、当該提携者又は提携者が履行されるべき日に別に定める募集型企画旅行のカード会員規約に従って決済することにより、旅行者があらかじめ承認し、かつ当該募集型企画旅行の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項及び、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

4 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は本社の募集型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払又は提携者を履行すべきをいいます。

5 第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が受ける募集型企画旅行に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるとし、手配し、統括を管理することを引き継ぎます。

第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、補助金又は一部を本邦内又は本邦外での旅行業者、手配を業として行う者その他の旅行者に交付することがあります。

## 第2章 契約の締結

### (契約の申込み)

第5条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定申込書(以下「申込書」といいます)を電子データ上の申込み及び任意の現金の申込みをともに、当社へ提出しなければなりません。

2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項(以下「申込書に「応募事項」といいます)を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込みは、募集型企画旅行の取消料若しくは取消料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、申込書の申込時に申し出て下さい。このとき、当社は可能な範囲内で対応します。

5 申込書に提出された、当社が旅行者のために提供する特別な措置に関する費用は、旅行者の負担とし、

### (電話による予約)

第6条 当社は、電話、郵便、ファックス、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点で予約成立とする募集型企画旅行は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内、前条第1項又は第2項の定めるところにより、申込書と申込み提出又は会費請求書を通知しなければなりません。

2 前項の定めるところにより申込書と申込み提出が出たときは、会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順は、当該予約の受付の順によるものとします。

3 旅行者が第1項の期間内に申込みを提出しない場合は、又は会費請求書を通知しない場合は、当社は、申込みが成立したものと取り扱います。

### (契約締結の拒否)

第7条 当社が、次に掲げる場合にあっては、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社があらびしに明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき、

(2) 応募旅行者が募集予定数に達したとき、

(3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げおそれがあるとき、

(4) 通信契約を締結しようとする旅行者と、旅行の行程に関するクレジットカードが有効である旅行者(以下「旅行サービス」)に係る権利の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき、

(5) 旅行者が、募集型企画旅行、募集型企画旅行業者、募集型企画旅行会社又は総務その他のの代表者たる者であると認められたとき、

(6) 旅行者が、当社に対して暴力的要約行為、不当な要求行為、別則に定める差別的な差別的行為等を行う行為又はこれに準ずる行為を行ったとき、

(7) 旅行者が、詐欺行為をし、偽造品、偽造品を使用して当社の費用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき、

(8) その他当社が業務上の都合があるとき。

### (契約の締結)

第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込みを受理した時に成立するとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するとします。

### (契約内容の交付)

第9条 当社は、前条の定められた募集型企画旅行の成立後、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書」といいます)を交付します。

2 当社は、募集型企画旅行契約を締結し、旅行日程を管理する義務を負う旅行者の範囲は、前項の契約書面に記載することによりします。

### (募集型企画旅行)

第10条 前条第1項の契約書面にあっては、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面に於いて利用される運送機関及び前条に主要な運送機関の名称を限って列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日及び旅行開始日の前日から起算して30日以内の日または当日以後に募集型企画旅行の申込みがあった場合は、旅行開始日の前日より旅行開始日と異なる募集型企画旅行に定める日までの確定された募集型企画旅行(以下「代替旅行」といいます)を実施するものとします。

2 前項の交付において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定された旅行内容であっても、当社は迅速かつ丁寧に回答します。

3 第1項の確定された旅行内容に、前条第1項の規定により当社が手配し統括を管理する義務を負う旅行者の範囲は、当該確定された旅行内容の範囲とすることがあります。

### (個人情報の技術を利用する方法)

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約の申込みとするべく旅行に関する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した募集型企画旅行契約の締結を促進するために、情報通信の技術を用いる方法により当該募集型企画旅行に関する事項(以下「記載事項」といいます)を提供したときは、旅行者の承諾なく当該募集型企画旅行の申込みファイルに記載事項が記録されました。

2 前項の記載において、旅行者の使用した情報通信機器を記録する目的のファイルが備えられていないときは、当該旅行の使用した情報通信機器に記録されたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限り)に基づいて記載事項を記録し、旅行者が当該記載事項を閲覧したことを通知します。

### (旅行代金)

第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対して、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならないものとします。また、旅行代金の署名又は捺印した旅行代金を、提携旅行者に対して、前項の定められた旅行者の署名又は捺印した旅行代金に記載する金額の旅行代金の支払を支払います。また、カード利用日は旅行開始日とします。

## 第3章 契約の変更

### (契約内容の変更)

第13条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の上、官公署の命令、当初の旅行計画にない運送サービスを提供その他の旅行者に与えない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため方針を採ります。これは、旅行者の権利及び利益を侵害するものではありません。旅行者が当該事由の発生による結果として、旅行者の募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

### (旅行代金の減額)

第14条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運送・料率(以下「この条において「適用運賃・料金」といいます)が、著しい減額その他の事由により、募集型企画旅行の利益に明示した時点において有効なものと公示されていいる適用運賃・料金に比べて、過剰な減額される程度を大幅に超過する減額又は減額される場合には、当社は、その減額又は減額される金額の範囲内で旅行代金を削減し、又は減少することがあります。

2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を削減するときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内の日または当日以後に旅行者の承認を得るものとします。

3 当社は、第一項の定められた適用運賃・料金の減額がなされたときは、同項の定めるところにより、その減少額を旅行代金に削減します。

4 前条の定められた適用運賃・料金の減額により旅行の実施を受ける費用(当該費用の内容は、募集型企画旅行契約の旅行代金の算定に当たって旅行者に対して明示する)が減少し、又はこれからの支払わなければならない費用を含みます。その減少又は増加が生じた場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を行っているにも関わらず、運送・宿泊機関等の運賃、料率その他の諸条件の不足が発生したことに伴う場合を除きます)には、当該契約内容の変更の範囲内又は旅行代金を変更するものとします。

5 当社は、運送・宿泊機関等の利用により旅行代金が異なる旨を募集型企画旅行に記載した場合には、募集型企画旅行契約の成立時に当該異なるサービスに基づき必ず当該利用者が変更したときは、契約書面に記載したとおりにより旅行者の承認を得ることがあります。

### (旅行者の交替)

第15条 当社が募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めるときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の旅行の手段とともに、当社へ提出しなければなりません。

3 第1項の契約の譲渡は、当該募集型企画旅行の開始に於いて発生するものとします。以後、旅行契約上の権利又は義務は、旅行者が当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するとします。

## 第4章 契約の解除

### (旅行者の解除権)

第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通知契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカード利用による旅行者の旅行サービスの提供に支障を及ぼさない限り、取消料の支払いを受けず、

2 旅行者は、次に掲げる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、旅行開始日に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 当社によって契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が別表第2第2欄(別項)に掲げるものその他の重要なものであるとき、

(2) 第14条第1項の規定に基づき減額されたとき、

(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の上、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき、

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由により予約書面に記載した旅行サービスの提供を受けることができなくなったときは当該旅行者の旨を通知したときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの提供を解除することができます。

4 前項の場合における解除は、旅行者に対しては運送機関等の旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。ただし、前項の場合に当該募集型企画旅行サービスによる場合においては、当該募集型企画旅行サービスの提供に支障を及ぼすことにより、又はこれからの支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に支払うものとします。

### (当社の解除権等 - 旅行開始前の解除)

第17条 当社は、次に掲げる場合にあっては、旅行者の理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行を解除することができます。

(1) 旅行者の性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満足していないとき、

(2) 旅行者が病気、必要な介護者不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき、

(3) 旅行者が、契約内容に関する合理的な範囲を超える負担を求めたとき、

(4) 旅行者の旅行の安全かつ円滑に実施するための運送サービス提供の上、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき、

(5) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の上、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき、

(6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の上、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき、

(7) 前項の定めに基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約は、解除した時点から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(8) 前項の定めに基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約は、解除した時点から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(9) 旅行者が前条第1項第1号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(10) 前条第1項第2号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(11) 前条第1項第3号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(12) 前条第1項第4号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(13) 前条第1項第5号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(14) 前条第1項第6号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(15) 前条第1項第7号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(16) 前条第1項第8号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(17) 前条第1項第9号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(18) 前条第1項第10号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(19) 前条第1項第11号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(20) 前条第1項第12号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(21) 前条第1項第13号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(22) 前条第1項第14号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(23) 前条第1項第15号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(24) 前条第1項第16号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(25) 前条第1項第17号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(26) 前条第1項第18号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(27) 前条第1項第19号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(28) 前条第1項第20号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(29) 前条第1項第21号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(30) 前条第1項第22号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(31) 前条第1項第23号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(32) 前条第1項第24号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(33) 前条第1項第25号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(34) 前条第1項第26号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(35) 前条第1項第27号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(36) 前条第1項第28号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(37) 前条第1項第29号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(38) 前条第1項第30号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(39) 前条第1項第31号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(40) 前条第1項第32号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(41) 前条第1項第33号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(42) 前条第1項第34号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(43) 前条第1項第35号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(44) 前条第1項第36号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(45) 前条第1項第37号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(46) 前条第1項第38号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(47) 前条第1項第39号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(48) 前条第1項第40号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(49) 前条第1項第41号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(50) 前条第1項第42号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(51) 前条第1項第43号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(52) 前条第1項第44号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(53) 前条第1項第45号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(54) 前条第1項第46号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

(55) 前条第1項第47号の定めるところにより募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行開始日の前日から起算して30日以内に旅行者に対して当該募集型企画旅行サービス提供の上で発生する事由による場合に限り、当該募集型企画旅行契約の内容及び旅行代金を変更する旨を通知するものとします。

代金を15%以上の当社が定める率を乗じた額をも限度とし、また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は、変更しません。

3 当社は、第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について当社第27条第1項の規定に基づく責任が発生することとが明らかになった場合には、旅行者が当該変更に係る変更補償金を当社に返還する義務を負うものとします。この場合、当社は、前項の規定に基づき支払った変更補償金の額と、旅行者が返還するべき変更補償金の額とを相殺した額を支払います。

### (旅行者の責任)

第18条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を受けたときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された説明書、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを利用するにあたって、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において差引かたの旨に当社がの手配提供者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

## 第5章 弁済業務保証金 (旅行業協会の保証社員である場合)

### (弁済業務保証金)

第19条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会(東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シティビル)の保証社員である場合、

1 募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が保証した弁済業務保証金から、債権に關して弁済を受けることができず、

2 当社は、旅行業協会の第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会が弁済業務保証金を担保金として取り扱っており、前条第7条第1項に基づく営業保証金は保証しされており、

### (別表第1 取消料 (第16条第1項関係))

#### 1 国内旅行に係る取消料

(1) 次項以外の募集型企画旅行契約

イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日(日曜日を除く)に解除する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く)

ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く)